

② 影響緩和支援(光熱費補助)

■ 対象者・基本要件

Q1 支援対象者は？

- 多賀町内に事務所、店舗等を有する商工業者です。
- 従業員(雇用保険被保険者)が 50 人以下の事業者です。

Q2 NPO 法人等は対象になりますか？

- 商工業としての実態があれば対象となります。
- 実態とは継続して収益事業を行い、対価を得て商品販売または役務提供を行っていることを言います。

Q3 複数店舗で申請できますか？

- 同一事業者に対し 1 回限りです。
- 複数店舗では申請できません。

Q4 自宅兼店舗は対象？(個人事業主・兼用事業所)

- 事業使用分のみ対象です。
- 按分根拠を提出してください。例)総勘定元帳等
※会計資料が備わっていない方は申請ホームページに添付の経費按分内訳
確認書(参考様式)を作成のうえ、申請書に加えてご提出ください。
- 按分後の金額(事業経費分)が支援対象となります。

■ 対象経費

Q5 対象になる経費は？

- 電気・ガス・灯油です。
- 事業活動分のみです。
- 支払い済みが条件です。

Q6 対象期間は？

- 令和7年4月～令和8年3月です。
- 1年分です。
- 期間外は不可です。

■ 申請手続き

Q7 実績報告は必要？

- 申請＝実績報告です。
- 追加提出不要です。
- 不備時のみ連絡します。

Q8 必要書類は？

- 領収書または支払いが確認できるものです。
- 事業確認書類(確定申告書等)です。
- 通帳写しです。

Q9 振込先は？

- 法人は法人口座です。
- 個人は事業主口座です。
- 名義違い不可です。

Q10 申請期限は？

- 令和8年4月30日(木)です。
- 交付申請締切後、受付はいたしません。
- 余裕をもって申請してください。

Q11 相談はできますか？

- 事前相談可能です。
- 多賀町商工会窓口へお問い合わせください。
- 計画段階でも対応します。